

各県立学校長 殿

体育保健課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

上記のことについて、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方については、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これも踏まえた上で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下、単に「マニュアル」という。）の改定が行われました。（下記URLからダウンロード可）

ついでには、別添（写）及びマニュアルの内容について、貴校関係者に周知するとともに、適切に対応願います。

なお、令和5年3月2日付け教委体第2881号において、「児童生徒等の本人はもとより、家族も含め体調が悪い場合には学校を休むよう」通知していたところですが、今回改定されたマニュアルに則り、必ずしも家族の健康状態を考慮する必要はないことを申し添えます。（マニュアルP19、P41、P43参照）

また、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正が予定されていることをお知らせします。

記

【ダウンロードURL】

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1Ver9）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

【担当】

学校保健・食育班 秋吉・村上・阿南

TEL 097-506-5636